

クリーニング業の手引き



令和7年5月

岐阜市保健所生活衛生課

目次

1	クリーニング業とは	2
2	開設までの手続き	3
3	構造設備の基準	4
4	維持管理の基準	
	(1) クリーニング所において講ずべき措置	5
	(2) その他営業者が講ずべき事項	6
5	開設後の保健所への届出等	7
6	無店舗取次店について	8
7	様式集と記入例	
	(1) 開設届	
	①一般・取次店の場合	10
	②無店舗取次店の場合	13
	(2) 地位承継届	
	①譲渡による承継	15
	②(個人)相続による承継	17
	③(法人)合併による承継	19
	④(法人)分割による承継	20
	(3) 廃止届	21
8	クリーニング業における主な関連機関連絡先	22

1 クリーニング業とは

クリーニング業とは、「溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすること（繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行うことを含む。）を営業とすること」です。

■クリーニングの対象

衣類、シーツ、カーテン、絨毯、床マット、おしぼり、化学雑巾、モップ、暖簾、旗等原型のまま洗たくすることが要件であるため、着物の洗い張りのようなものは含まれません。

■クリーニング行為とは

水洗いやドライクリーニング、受取、選別、プレス、染み抜き、乾燥、仕上げ、引渡等といった一連の行為。これら一部の行為だけを行う場合もクリーニング所の届出が必要です。

クリーニング所以外では営業として洗たく物の処理を行わせてはなりません。

■クリーニング業法に係る営業形態

一般クリーニング所	洗たく物の処理のための施設 洗たく機及び脱水機を少なくとも1台備える 施設に1人以上クリーニング師を置く
取次店	洗たく物の処理をせず受取・引渡のみを行う施設
無店舗取次店	クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをする 車両を用いた店舗

※いわゆるコインランドリーは、クリーニング業法の適用は受けませんが、岐阜市では別途届出が必要です。詳しくはお問い合わせください。

クリーニング所、無店舗取次店を開設・変更・廃止するときは、保健所に届出をしなくてはなりません。また開設時には使用前の検査確認（無店舗取次店以外）を受けなければ使用してはなりません。

2 開設手続き

事前相談

開設しようとする施設が構造基準に合致するかを、施設の設計変更が可能な段階で担当者に相談してください。

【必要書類】

- ☐ 施設の平面図

開設の届出

オープン予定日の少なくとも1週間前までには必要書類を保健所に提出してください。

【必要書類】

- ☐ クリーニング所開設届出書（様式第1号）
- ☐ クリーニング師免許証（写し）
- ☐ 施設の平面図（手書き可、別紙添付可）
- ☐ クリーニング所周辺見取図（手書き可、別紙添付可）
- ☐ 手数料16,000円（非課税）※キャッシュレス決済可
- ☐ 営業者が他のクリーニング所を開設しているときは、その数、営業所名、所在地

現地確認検査

数日～
1週間程度

届出の内容と相違ないか、衛生の維持が保たれているか必要な項目のチェックを行います。

検査確認済証の交付

現地確認検査の結果、問題がなければ数日後にクリーニング所検査確認済証が発行されます。保健所まで受け取りに来てください。

郵送による受け取りを希望される場合は、レターパック又は切手を貼った返信用封筒をご準備いただき、あらかじめ担当者にお渡しください。

営業の開始

書類の記入にあっては、黒のボールペンを使用し、容易に消せるペンは使用しないでください。

3 構造設備の基準

(一般クリーニング所、取次店) の構造設備の基準

隔壁	クリーニング所は、外部と隔壁等により完全に区分し、他の用途と併用しないこと。	条 2-(1)
	クリーニング所が住居等の施設及び他の営業施設と隔壁等により区分されていること。	細 1 の 3
	受取りおよび引渡し場、洗濯場、仕上場は、洗濯の処理及び衛生保持に支障のない広さと構造であって、それぞれ区分するように努めること。	要領 2-3
採光、照明及び換気が十分行える構造設備であること。		要領 2-5
洗い場	洗場の広さは、内ので 9 平方メートル以上とすること。	細 1 の 4-(1)-ア
	洗場の床はコンクリートなど不浸透性材料であり、適当な勾配と排水口が設けてあるか。洗場の側壁は、床上から 1 メートルまではその材質に不浸透性材料を使用し、清掃しやすい構造とすること。	法 3-3-4 細 1 の 4-(1)-イ
	洗濯をするクリーニング所に、洗濯機及び脱水機をそれぞれ一台以上備えること。脱水機の効用をも有する洗濯機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。(法 3-2)	
洗濯物の処理のための洗剤、有機溶剤、染み抜き薬剤、消毒剤等を使用する場合は、それらを整理及び保管することができる設備を設けること。		細 1 の 4-(1)-ウ
仕上場	仕上場の広さは、7 平方メートル以上とすること。	細 1 の 4-(1)-エ
	仕上場の天井は、じんあいの落下しないような構造とすること。	細 1 の 4-(1)-オ
	仕上場の床は、清掃しやすい構造とすること。	細 1 の 4-(1)-カ
	仕上場には、仕上げを行うための専用の作業台を設けるよう努めること。	要領 2-12
し尿の付着している洗濯物を洗濯するクリーニング所には、し尿を洗濯前に処理するための場所又は設備を設け、当該処理排水の浄化設備を設けること。ただし、処理排水が適正に処理される場合は、この限りでない。		細 1 の 4-(1)-キ
テトラクロロエチレン等を取扱う場合	テトラクロロエチレン等★又はテトラクロロエチレン等を含む蒸留残さ物等の汚染物を貯蔵・保管する場所の床は、不浸透性材料を使用すること。	細 1 の 6-(1) 細 1 の 6-(4)
	テトラクロロエチレン等又はテトラクロロエチレン等を含む蒸留残さ物等の汚染物を貯蔵する容器は、密閉できるものとし、かつ漏出を防ぐための措置を講じ、地上に設置すること。	細 1 の 6-(2) 細 1 の 6-(4)
	ドライクリーニングのための洗濯機等は、漏出を防ぐための措置を講じること。	細 1 の 6-(3)
	ドライクリーニング機械からの排液を処理するための装置を設置すること。	細 1 の 6-(5)
	ドライクリーニング機械の処理能力の合計が、30 キログラム（1・1・1 トリクロロエタンを使用する場合は、20 キログラム）以上の場合、脱臭時に排出する溶剤蒸気を回収する装置を設置すること。	細 1 の 6-(6)
取次店	広さは 3.3 平方メートル以上とすること。	細 1 の 4-(2)-ア
	床は、清掃しやすい構造とすること。	細 1 の 4-(2)-イ

★テトラクロロエチレン等：テトラクロロエチレン又は 1・1・1 トリクロロエタン

4 維持管理の基準等

(1) 一般クリーニング所において講ずべき措置

一般的事項	クリーニング所以外で洗濯物の処理を行わないこと。	法 3-1
	クリーニング所及び業務用の車両、業務用の機械・器具を清潔に保つこと。	法 3-3-1
	洗濯機・脱水機・プレス機等の機械、作業台、運搬・集配容器等洗濯物が接触する部分は毎日業務終了後に清掃するように努めること。	要領 3-2-(10)
	仕上げ後の洗濯物の格納設備又は容器は、1 週間に 1 回以上清掃するように努めること。	要領 3-2-(10)
洗濯物	洗濯物を洗濯又は仕上げを完了・未完了に区分すること。 仕上げを完了・未完了に区分しているか。 またその用途に応じ区分し、処理しているか。	法 3-3-2 法 3-3-3
	洗濯物を取り扱うときは、手指を清潔にして行うこと。	細 1 の 5-(1)
	洗濯物の集配、保管等は、洗濯を終わったものと終わらないものとに区分できる設備又は容器を設けて衛生的に取り扱うこと。	細 1 の 5-(2)
	仕上げ後の洗濯物は包装又は格納容器・設備に保管し衛生的に取り扱うように努めること。	要領 3-3-(18)
指定洗濯物	指定洗濯物★を取り扱う場合、他の洗濯物と区分し、洗濯前に消毒すること。 ※ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法の場合は、消毒しなくてもよい。 また指定洗濯物の消毒が完了するまでは、専用のふたつきの容器に収め、他の洗濯物と接触しないように取り扱うこと。	法 3-3-5 省 1 細 1 の 5-(3)
周辺への配慮	有機溶剤を使用する場合は、周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼさないようにすること。	条 2-(5)
	局所排気装置等を設けるなど、有機溶剤使用で生じる悪臭等による周辺への影響について十分に配慮すること。	細 1 の 6-(7)

★指定洗濯物とは

次に掲げる洗たく物で営業者に引き渡される前に消毒されていないもの。

- ・伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
- ・伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
- ・おむつ、パンツその他これらに類するもの
- ・手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- ・病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの

(2) その他営業者が講ずべき事項

利用者への説明・苦情申出先	洗濯物の受取及び引渡しをしようとする時には、あらかじめ、利用者に対し洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければならない。	法 3 の 2-1									
	クリーニング所では、苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を店頭に掲示しておくとともに、洗たく物の受取及び引渡しをしようとするときに、これら掲示事項を記載した書面を配布する。	法 3 の 2-2 省 1 の 2-1									
健康管理	業務従事者の健康管理を行うこと。 従業者が、結核及び感染性の皮膚疾患（伝染性膿痂疹（トビヒ）、単純性疱疹、頭部白癬（シラクモ）、疥癬等）にかかったときは、営業者は保健所に届け出るとともに、当該従業者を作業に従事させないこととし、当該疾患が治癒した場合も同様に届け出るよう努めること。 また、従業者又はその同居者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いがある者は、当該感染症をまん延させるおそれなくなるまでの期間業務に従事させないよう努めること。	条 2-(4) 要領 3-5-(1)(2)									
従事者に対する研修・講習	クリーニング所に従事するクリーニング師や従業員は、クリーニング業法により研修・講習の受講が義務付けられています。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>受講対象者</th><th>受講頻度</th><th>研修・講習の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クリーニング師</td><td>業務に従事後 1 年以内 その後 3 年を超えない期間ごとに受講</td><td>クリーニング師研修</td></tr> <tr> <td>業務従事者 (5 人に 1 人の割合)</td><td>営業開始後 1 年以内 その後 3 年を超えない期間ごとに受講</td><td>業務従事者講習</td></tr> </tbody> </table>	受講対象者	受講頻度	研修・講習の内容	クリーニング師	業務に従事後 1 年以内 その後 3 年を超えない期間ごとに受講	クリーニング師研修	業務従事者 (5 人に 1 人の割合)	営業開始後 1 年以内 その後 3 年を超えない期間ごとに受講	業務従事者講習	法 8 の 2 省 10 の 2 法 8 の 3
受講対象者	受講頻度	研修・講習の内容									
クリーニング師	業務に従事後 1 年以内 その後 3 年を超えない期間ごとに受講	クリーニング師研修									
業務従事者 (5 人に 1 人の割合)	営業開始後 1 年以内 その後 3 年を超えない期間ごとに受講	業務従事者講習									

構造設備の基準、衛生措置基準の表右側の行は、根拠法令等を示しています。

例 法 3 の 1-1 クリーニング業法第 3 条の 1 第 1 項第 1 号

条 3-(1) 岐阜市クリーニング業法施行条例第 3 条第 1 項第 1 号

法：クリーニング業法

省：クリーニング業法施行規則

条：岐阜市クリーニング業法施行条例

細：岐阜市クリーニング業法施行細則

要領：クリーニング所における衛生管理要領

(昭和 57 年 3 月 31 日環指第 48 号 厚生省環境衛生局長)



5 開設後の保健所への届出等

	変更事項等	提出書類	
変更届	☐ 施設の名称の変更 ☐ 営業者の改姓、改名の変更 ☐ 営業者の住所の変更 ☐ 法人代表者の変更 ☐ 法人の主たる事務所の所在地の変更	☐ クリーニング所/無店舗取次店/変更届出書 (様式第8号)	速やかに
	☐ 構造設備の変更 ☐ クリーニング所内レイアウト(洗濯機、脱水機等の数の変更を含む)等	☐ クリーニング所/無店舗取次店/変更届出書(様式第8号) ☐ 変更後の平面図	
	☐ 従業者の変更(改姓を含む)	☐ クリーニング所/無店舗取次店/変更届出書(様式第8号) ☐ 雇入者がクリーニング師である場合は、クリーニング師免許証写し	
承継届	☐ 現営業者が前営業者から営業者の地位の譲渡を受けたとき	☐ 営業者地位承継(譲渡)届出書(様式第3号の2) ☐ 営業の譲渡が行われたことを証する書類(任意様式)	遅滞なく
	☐ 前営業者が死亡し、相続したとき ※については 1 本人の死亡年月日、2 相続権のあるすべての方の存在、3 相続権のある方の現在の姓の証明が必要です。戸籍全部(謄本)、原戸籍全部(謄本)などが必要な場合もあるため、市区町村窓口(岐阜市の場合、市民課)で相続に用いる旨を伝え、必要書類を請求して下さい。	☐ 営業者地位承継(相続)届出書(様式第4号) ☐ 戸籍謄本(原本)又は法定相続人情報一覧図の写し※(原本) ☐ 相続人全員の相続同意書(様式第7号)	
	☐ 営業者(法人)が合併または分割によって地位を承継したとき	☐ 営業者地位承継(合併)届出書(様式第5号) ☐ 営業者地位承継(分割)届出書(様式第6号) ☐ 承継した法人の登記事項証明書(合併または分割の事実が確認できること)	
廃止届	☐ クリーニング所をやめたとき ☐ クリーニング所を大幅に増改築したとき	☐ クリーニング所/無店舗取次店/廃止届出書(様式第9号) ☐ クリーニング所検査確認済証または無店舗取次店届出済証	速やかに
証明書発行	☐ 証明書が必要なとき	☐ 発行手数料300円(キャッシュレス決済可) ☐ 証明願は来所時に渡します	必要時

6 無店舗取次店について

クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをする営業を行う場合は、営業しようとする区域ごとに届出をしなければなりません。

開設の届出

営業の開始前に必要書類を保健所に提出してください。

【必要書類】

- ☐ 無店舗取次店営業届出書（様式第2号）
- ☐ クリーニング師免許証の写し（従事者にクリーニング師がいる場合のみ）
- ☐ 車両の平面図（様式第1号）（手書き可、別紙添付可）
- ☐ 営業用車両の自動車車検証の写し

届出時に営業用車両で保健所まで来ていただくとスムーズです

※手数料はかかりません。

営業用車両確認

届出の内容と相違ないか、衛生の維持が保たれているか必要な項目のチェックを行います。

営業の開始

届出が受理されれば、営業を開始できます。

数日後に無店舗取次店届出済証が発行されます。保健所まで受け取りに来てください。

郵送による受け取りを希望される場合は、レターパック又は切手を貼った返信用封筒をご準備いただき、あらかじめ担当者にお渡しください。

書類の記入にあっては、黒のボールペンを使用し、容易に消せるペンは使用しないでください。

営業を開始したら以下の内容を遵守してください。

業務用の車両、業務用の機械・器具を清潔に保つこと。	法 3-3-1
無店舗取次店においては、苦情の申出先となるクリーニング所又は無店舗取次店の名称、クリーニング所の所在地又は車両の保管場所並びに電話番号を記載した書面を配布すること。	省 1 の 2-2
無店舗取次店の営業開始の日から 1 年以内に、業務従事者の 5 分の 1 に当たる者を衛生管理を行う者として選定し、知事が指定した講習を受けさせ、その後は 3 年を超えない期間ごとに講習を受けさせること。 なお、クリーニング師研修を受けたクリーニング師は、この講習を受けたものとみなされます。	法 8 の 3 省 10 の 3

開設後の保健所への届出については 7 ページを参照してください。

7 様式集と記入例

(1) 開設届

① 一般・取次店の場合

様式第1号（第2条関係）

クリーニング所開設届出書

（あて先）岐阜市保健所長

クリーニング所を開設したいので、クリーニング業法（以下「法」という。）第5条第1項の規定により届け出ます。

〈注意〉 届出書は、太枠内のみ記入してください。

申請年月日
●●年 ●●月 ●●日

営 業 者	住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地） 岐阜市司町40番地1		法人の場合、「本籍」、「生年月日」の欄は記載不要です。
	本籍 岐阜市司町40番地1		
	氏名（フリガナ）（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名） （個人の場合） ギフ タロウ 岐阜 太郎 （法人の場合） 株式会社うかいクリーニング 代表取締役 ギフ タロウ 岐阜 太郎		生年月日 ●●年 ●●月 ●●日
	住所 岐阜市都通2丁目19番地		
本籍 岐阜市都通2丁目19番地			
氏名（フリガナ） ウカイ ジロウ 鵜飼 二郎		生年月日 ●●年●●月●●日生	
免許証交付都道府県名 岐阜県	免許番号 第 ●●●号	免許取得年月日 ●●年●●月●●日	

一般・取次 (いずれかに○)	開設しようとするクリーニング所の所在地 岐阜市都通2丁目19番地	
開設しようとするクリーニング所の名称（フリガナ） ホケンジョテン うかいクリーニング 保健所店		電話番号 (058) 252-7195
開設予定年月日 ●●年 ●●月 ●●日		

添付書類

- 1 営業者が他のクリーニング所を開設しているときは、その数、営業所名、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類
- 2 開設しようとするクリーニング所の平面図
- 3 開設しようとするクリーニング所付近の見取図

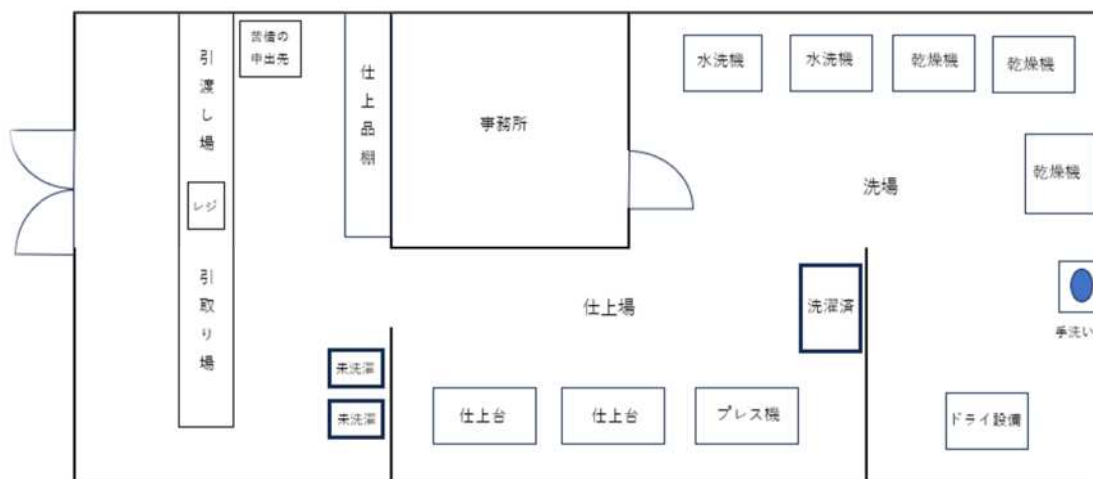
構造設備等の概要						
洗濯場面積	●●● m ²	仕上げ場面積	●●● m ²	取次店		
天井の高さ	●● m	天井の高さ	●● m	面積		
床材料	コンクリート・タイル	床材料：板	リノリューム ()	●●● m ² ・天井の高さ		
内装材料：腰板 (床上	● m)	洗濯物の区分	有・無	●● m		
使用水：上水道・井戸水・その他		密閉容器	有・無	床材料：板		
排水	下水道 側溝・その他	便所	(下水道 側溝・その他)	リノリューム・ ()		
設備機器						
洗濯機	●台・脱水機	●台・乾燥機	●台	密閉容器：有・無		
能力 (	●● kg	kg	kg	kg)		
購入年 (	●年	年	年	年)		
ド ラ イ 機	石油系：洗濯機	●●台・脱水機	台	一般クリーニング所は青枠内を記入		
	能力 (	●● kg	kg		kg	kg)
	購入年 (	●年	年	年	年)	
	乾燥機	台：回収装置の有無				
	その他の溶剤 (		台	取次店は緑枠内を記入		
	能力 (	kg	kg		kg	kg)
	購入年 (	年	年		年	年)
	排液処理装置	有・無 (	)			
蒸留回収装置	有・無 (	)				
排ガス回収装置	有・無 (	)				
廃 棄 物	保管場所 (容器：有・無、床材料	例：コンクリート	)			
	処理方法 (産業廃棄物業者・	●● ●●	)			
	特別管理産業廃棄物管理責任者	有・無				
法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱う施設 (有・無)						

従 事 者 名 簿				
氏 名	住 所	生 年 月 日	県 名	免 許
	本 籍		免 許 番 号	年 月 日
鵜飼 二郎	岐阜市都通2丁目19番地	●年●月●日	岐阜県	●年●月●日
	岐阜市都通2丁目19番地		●●●	
長良 鮎子	岐阜市今沢町18番地	●年●月●日	岐阜県	●年●月●日
	岐阜神田町1丁目11番地		▲▲▲	
金華 山子				

クリーニング師でない従事者は、「住所」、「本籍」、「生年月日」、「件名」、「免許番号」、「免許年月日」の欄は記載不要です。

開設しようとするクリーニング所の平面図の例

一般のクリーニング所



取次店



② 無店舗取次店の場合
様式第2号（第2条関係）

無店舗取次店営業届出書

（あて先）岐阜市保健所長

クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業としたいので、クリーニング業法（以下「法」という。）第5条第2項の規定により届け出ます。

<注意> 届出書は、太枠内のみ記入してください。

届出年月日

●●年 ●●月 ●●日

営 業 者	住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地） 岐阜市司町40番地1	法人の場合、「本籍」、「生年月日」の欄は記載不要です。
	本籍 岐阜市司町40番地1（個人の場合記入→）	
	氏名（フリガナ）（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名） （個人の場合） 岐阜 太郎 （法人の場合） 株式会社うかいクリーニング 代表取締役 ギフ タロウ 岐阜 太郎	生年月日 ●●年●●月●●日

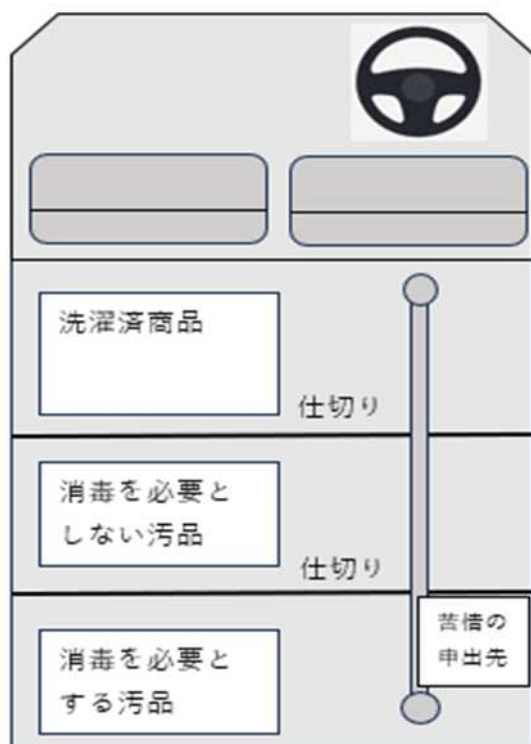
営業区域 岐阜市 市内一円	
無店舗取次店の名称（フリガナ） 宅配うかいクリーニング	電話番号 080-●●●●-●●●●
営業開始予定年月日 ●●年 ●●月 ●●日	
業務用車両の自動車登録番号又は車両番号 岐阜●●● ▲ ■■■■	
車両の台数 1 台	従事者数 ● 人
車両の保管場所 岐阜市都通2丁目19番地	
法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱い 有 ・ 無	

従事者にクリーニング師のある場合は記入してください。

氏 名	住 所 本 籍	生 年 月 日	県 名 免 許 番 号	免 許 年 月 日
ウ カイ ジ ロウ 鵜飼 二郎	岐阜市都通2丁目19番地 岐阜市都通2丁目19番地	●●年●●月●●日	岐阜県 第 ●●● 号	●●年●●月●●日

添付書類 業務用車両の構造の概要を記載した書類

業務用車両の構造の概要を記載した書類の例



(2) 地位承継届

①譲渡による承継

様式第3号の2 (第3条の2関係)

●●年 ●●月 ●●日

(あて先) 岐阜市保健所長

届出者の住所 **岐阜市都通2丁目19番地**

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者の氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(個人の場合) **長良 鮎子**

(法人の場合) **株式会社クリーニング金華山**

代表取締役 長良 鮎子

(個人の場合記入) 届出者の生年月日 **●●年●●月●●日**

営業者地位承継 (譲渡) 届出書

譲渡により **クリーニング所** の営業者の地位を承継したので、クリーニング業法
無店舗取次店

第5条の3第2項の規定により届け出ます。

クリーニング所 無店舗取次店	の名称	うかいクリーニング 岐阜店
クリーニング所 無店舗取次店	の所在地	岐阜市司町40番地1
クリーニング所 無店舗取次店	に係る届出番号	岐阜市指令保生 (確認) 第●●号
業務用車両の保管場所		(無店舗取次店のみ記入) 岐阜市司町40番地1
業務用車両の自動車 登録番号又は車両番号		(無店舗取次店のみ記入) 岐阜●●● ▲ ■■■■
譲渡人	住所 (法人にあつては、主 たる事務所の所在地)	岐阜市司町40番地1
	氏名 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名)	(個人の場合) 岐阜 太郎 (法人の場合) 株式会社うかいクリーニング 代表取締役 岐阜 太郎
譲 渡 の 年 月 日		●●年 ●●月 ●●日
参考事項		

添付書類

営業の譲渡が行われたことを証する書類

(任意様式)

【 理容・美容・クリーニング・公衆浴場・興行場 】 営業の譲渡を証する書類

(個人の場合) 岐阜 太郎

(法人の場合) 株式会社うかいクリーニング

代表取締役 岐阜 太郎

(譲渡人)

は、

(個人の場合) 長良 鮎子

(法人の場合) 株式会社クリーニング金華山

代表取締役 長良 鮎子

(譲受人)

に対して、次のとおり営業を譲渡したことを証します。

・営業施設の名称 : うかいクリーニング 岐阜店

・営業施設の所在地 : 岐阜市司町40番地1

・譲渡日 : ●●年●●月●●日

●●年 ●●月 ●●日 (本書類作成日)

【譲渡人】 住所 岐阜市司町40番地1
(法人の場合は主たる事務所の所在地)

(個人の場合) 岐阜 太郎
(法人の場合) 株式会社うかいクリーニング
氏名 代表取締役 岐阜 太郎
(法人の場合は名称及び代表者氏名)

【譲受人】 住所 岐阜市都通2丁目19番
(法人の場合は主たる事務所の所在地)

(個人の場合) 長良 鮎子
(法人の場合) 株式会社クリーニング金華山
氏名 代表取締役 長良 鮎子
(法人の場合は名称及び代表者氏名)

備考 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

②（個人）相続による承継
様式第4号（第3条の2関係）

●●年●●月●●日

（あて先）岐阜市保健所長

氏名及び住所

岐阜市都通2丁目19番地
岐阜 花子

どちらかに○をつけて
ください

営業者地位承継（相続）届出書

相続により クリーニング所 の営業者の地位を承継したので、クリーニング
無店舗取次店
業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

クリーニング所の名称 無店舗取次店		うかいクリーニング
クリーニング所の所在地 無店舗取次店		岐阜市司町40番地
被相続人との続柄		例：妻
被相続人	住所	岐阜市今沢町18番地
	氏名	岐阜 太郎
相続開始年月日		●●年●●月●●日
参考事項		原本を持参してください。以下の内容が必要です。 1 本人の死亡年月日が確認できること 2 相続権のあるすべての方が確認できること 3 相続権のある方の現在の姓が確認できること

添付書類

- 1 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

2の同意書については次のページをご覧ください

相 続 同 意 書

●●年●●月●●日

（あて先）岐阜市保健所長

すべての相続人1人につき1枚
ずつ作成してください。

住所 **岐阜市神田1丁目町11番地**
証明者

氏名 **岐阜 一郎**

印

次のとおり **クリーニング所** について営業者の相続がありましたことを証明
無店舗取次店
します。

どちらかに○をつけて
ください

1 被相続人

氏名 **岐阜市今沢町18番地**

住所 **岐阜 太郎**

どちらかに○をつけて
ください

2 **クリーニング所** の営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者
無店舗取次店

氏名 **岐阜市都通2丁目19番地**

住所 **岐阜 花子**

備考 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

③ (法人) 合併による承継
様式第5号 (第3条の2関係)

●●年●●月●●日

(あて先) 岐阜市保健所長

名称及び主たる事務所の所在地
並びに代表者の氏名

岐阜市都通2丁目19番地
株式会社 うかいクリーニング
代表取締役 岐阜 太郎

どちらかに○をつけて
ください

営業者地位承継 (合併) 届出書

合併により クリーニング所 の営業者の地位を承継したので、クリーニン
無店舗取次店
グ業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

クリーニング所の名称 無店舗取次店		うかいクリーニング
クリーニング所の所在地 無店舗取次店		岐阜市都通2丁目19番地
合併により消滅した法人	名称	株式会社 金華山クリーニング
	代表者氏名	代表取締役 金華 華子
	事務所所在地	岐阜市司町40番地
合併の年月日		●●年●●月●●日
参考事項		

添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

登記事項証明書を必要とするため、合併後の届出となります。

④ (法人) 分割による承継
様式第6号(第3条の2関係)

●●年●●月●●日

(あて先) 岐阜市保健所長

名称及び主たる事務所の所在地
並びに代表者の氏名

岐阜市都通2丁目19番地
株式会社 うかいクリーニング
代表取締役 岐阜 太郎

どちらかに○をつけて
ください

営業者地位承継(分割)届出書

分割により クリーニング所 無店舗取次店の営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

クリーニング所 無店舗取次店の名称		うかいクリーニング
クリーニング所 無店舗取次店の所在地		岐阜市都通2丁目19番地
分割前の 法人	名称	株式会社 金華山クリーニング
	代表者氏名	代表取締役 金華 華子
	事務所 所在地	岐阜市司町40番地
分割の年月日		●●年●●月●●日
参考事項		

添付書類

分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

登記事項証明書が必要であるため、分割
後の届出となります。

(3) 廃止届

様式第9号(第4条関係)

●●年●●月●●日

(あて先) 岐阜市保健所長

氏名及び住所(法人の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地)

岐阜市都通2丁目19番地

(個人の場合) 岐阜 太郎

(法人の場合) 株式会社 うかいクリーニング

代表取締役 岐阜 太郎

どちらかに○をつ
けてください。

どちらかに○をつ
けてください。

クリーニング所

無店舗取次店 廃止届出書

クリーニング所

無店舗取次店

より届け出ます。

を廃止したので、クリーニング業法第5条第3項の規定に

名 称	うかいクリーニング
所 在 地※1	岐阜市司町40番地
自動車登録番号 又は車両番号※2	岐阜●●● ▲ ■■■■
廃止の理由	例 高齢のため 事業縮小のため
廃止年月日	●●年 ●●月 ●●日

検査確認済証がない
場合は、「紛失しまし
た」と記載してくださ
い。

添付書類

クリーニング所にあつては、検査確認済証

備考 クリーニング所は※1、無店舗取次店は※2を記入すること

8 クリーニング業における主な関連機関連絡先

問い合わせ事項	担当課	電話番号
クリーニング師の免許申請に関する事 クリーニング師試験に関する事	岐阜県健康福祉部生活衛生課	058-272-8281
クリーニング師の研修に関する事	公益財団法人岐阜県生活衛生 営業指導センター	058-216-3670
水質汚濁防止法（排水・有害物質）に関する事	岐阜市環境部環境保全課	058-214-2153
下水道法に関する事	岐阜市上下水道事業部水質管理課	058-259-7521
消防法に関する事	岐阜市消防本部予防課	058-262-7163
産業廃棄物に関する事	岐阜市環境部産業廃棄物指導課	058-214-2169
戸籍に関する事（岐阜市民の場合）	岐阜市市民共働推進部市民課	058-214-6174



岐阜市の HP からでもオンラインの申請・届出ができます。

クリーニング所に関するお問い合わせ・ご相談

岐阜市保健所 生活衛生課 環境監視係

〒500-8309

岐阜市都通 2 丁目 19 番地

TEL 058-252-7195

e-mail : s-eisei@city.gifu.gifu.jp

